

兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会学生交通費助成規程

(目的)

第1条

この規程は、兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会が、その構成員である学生による学術活動に対して交通費を支給することにより、これを支援することを目的とする。

(対象)

第2条

助成は、学術研究会構成員の学部生と大学院生を対象とする。

2 助成の内容は学術活動に必要な交通費とする。

(運賃の計算)

第3条

助成する交通費の計算方法は原則として往復の鉄道運賃に基づく。ただし、飛行機やバス等、他の交通手段を使うことも、相当の理由がある場合には承認する。

2 いずれの交通手段であっても、領収書等利用を証明する書類を提出するものとする。

(利用の上限)

第4条

当該助成の利用回数は、一人あたり学部生としての1回、大学院生としての1回を上限とする。また、申請は、1回につき3万円までとする。

(学術的活動の証明)

第5条

申請にあたっては、各部局の学術研究会運営委員会の運営委員もしくは運営委員長に、所定の申請書と共に、学術的活動の内容を証明する関連書類を提出するものとする。申請を受けた各部局の運営委員は、その旨を運営委員長に報告する。

(所属する部局長の関与)

第6条

申請書には、申請者が所属する部局長の署名、捺印及び所見の記入を必要とする。

(兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会ホームページへの掲載)

第7条

本制度による助成を受ける者は、学術研究会ホームページに助成対象の活動に関連した原

稿（日本語 4000 文字または英文 2000 ワード程度で写真や図表を 3 点以上含んだもの。以下「原稿」という。）を掲載するものとする。

2 原稿の内容は、当該学術活動にかかるきっかけと今後の学術活動の見通しを研究の概要に加えるものとする。

（指導教授の関与）

第 8 条

申請書には、指導教授の署名、捺印及び原稿への評価の記入を必要とする。

（審査の開始）

第 9 条

本制度による助成金の支給の審査は、原稿が運営委員長に到着した時から開始する。

（助成の決定）

第 10 条

申請に対する助成は、学術研究会運営委員会等での審議を経て、学術研究会長が決定する。

2 助成が否決された場合には、申請者にその旨を通知するとともに、提出された原稿を返却する。

（助成制度の年間上限）

第 11 条

本制度による学生支援については年間総額 30 万円をめどとし、これを超過する場合には、原則、申請書は受理されないものとする。

（不正行為）

第 12 条

本制度による助成に関して不正受給の疑いが生じた場合には、学術研究会運営委員会において審査を行い、不正が判明した場合、不正を行った者について助成金額全額を返金させると共に、その後の助成申請を認めないこととする。

附則

この規程は、令和 5 年 3 月 7 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、令和 7 年 10 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。